

○久留米市産業廃棄物審議会規則

平成20年3月31日
久留米市規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、[久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例\(平成19年久留米市条例第63号\)第20条第4項](#)の規定に基づき、久留米市産業廃棄物審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(補則)

第6条 [この規則](#)に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 [この規則](#)は、平成20年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 [この規則](#)の施行の日以後最初に開かれる審議会は、[第4条第1項](#)の規定にかかわらず、市長が招集する。